

- 1 主催 青梅市サッカー協会
- 2 主管 青梅市サッカー協会社会人部
- 3 期間 4月～12月
- 4 会場 市民球技場・東原グラント キックオフ時間 第一試合 9:30～
第二試合 10:50～
第三試合 12:10～
第四試合 13:30～
第五試合 14:50～
- 5 出場資格 青梅市サッカー社会人リーグ加盟登録者
- 6 加盟費 別途通知
- 7 競技規則 日本サッカー協会協議規則による
- 8 競技方法 リーグ戦方式
・勝:3点 分:1点 負:0点
・勝点と同じ場合は得失点差、それでも同じ場合は総得点の多いチームが上位となる
・不戦勝は5:0で勝、なお不戦負は勝点-1点となる
- 9 競技細則 [1] 試合時間
・60分 (前半30分-5分-後半30分)
- [2] 選手登録
・所定の登録用紙に明記し協会へ提出
・リーグ登録人数に制限はない
・年齢制限:高校生相当年齢以上が出場できる
・追加登録は出場予定試合の14日前迄にリーグ責任者に提出し認可とする
また該当チームは、所属するカテゴリーの全チームに追加登録用紙を配布すること
・登録移籍は原則として8月1日～30日の間に提出。後期リーグ(9月～)出場可能とする
・関東リーグ以上のリーグに登録している人は登録できない
- [3] 選手交代
・7名(当日7名登録内)交代可能
・交代カードを記入し本部に提出
・但し、交代時間浪費防止の為、交代回数は5回までとする
- [4] 出場資格喪失
・試合成立の最低人数条件は7名とし、試合開始時に7名に満たない場合、もしくは試合中に欠員が生じ7名未満になった場合は、試合不成立としてその時点で当該チームの不戦敗とする
・メンバー表を試合開始15分前に未提出の場合当該チームの負けとする
・2重登録及び未登録選手が出場した場合は、当該チームの負けとする(後日、発覚した場合も同様とする)
・退場処分を受けた選手の処分に関しては出場停止とし、以後の処置については社会人部で決定、通知する
・警告累積3枚で1試合出場停止(3回目の警告を受けた次の試合)
・試合に関して暴力事件を起こし選手は、原則来年度リーグに加盟できない
- [5] ユニフォーム
・各チームは、背番号の付いた異なる色のユニフォームを2着用意する
但し、黒または濃紺のユニフォームおよびストッキングの着用は認めない
・アンダーシャツを着用する場合、その色はユニフォームの主たる色と同じとする
・アンダーショーツまたはタイツを着用する場合、その色はショーツの主たる色と同じとする
・シャツ・パンツ・ストッキングが揃っていない選手は出場できない
- [6] 試合球
・各チーム公式球を提出 (市民球技場は2個、東原Gは1個)
- [7] 審判
・原則として有資格者が行うこと(4級以上)
・必ず審判服一式(線審も含む)・胸章着用のこと
- 10 表彰 [カテゴリー別]
・各カテゴリーの優勝・2位・3位のチームには、賞状・賞品をそれぞれに授与する
・1部リーグの優勝チームには「三多摩クラブサッカー選手権大会」に出場する資格を与える
- [得点王/オールスター]
・各カテゴリーの得点王およびオールスターには賞品を授与する
- 11 事故の処理
・リーグ中の事故については、当該チームに一任する(スポーツ保険等で対応のこと)
- 12 その他
・社会人リーグに加盟、脱退するチームは、所定の用紙を提出し、青梅市サッカー協会の特別理事会にて承認を得なければならない
・原則として、協会の行事・会議・試合・審判等を含めて、不参加累積2回でペナルティを課す
ペナルティの内容については、運営委員会と当該チームの理事にて協議決定する
・各チームは、チーム理事1名、審判員3名以上が必要
各々が役割を理解し、責任を持って対応すること

青梅市サッカー社会人リーグ運営について

<1. 出場チームの注意点>

(1) ゲームシャツ

- ・試合に出場するチームはシャツ、パンツ、ソックスの3点は必ず統一すること
- ・メイン、サブの2セットを用意して試合に挑むこと
- ・アンダーシャツを着用する場合、その色はユニフォームの主たる色と同じとする
- ・アンダーショーツまたはタイツを着用する場合、その色はショーツの主たる色と同じとする
- ・シャツ、ゼッケンのデザインが統一されていること
- ・パンツ、ソックスは全員の色が統一されていることが不可欠であるが、細い線の有無、メーカーマークの差異については、審判及び相手チームの許す範囲内での使用は許可する
- ・試合時、ユニフォームの色が相手チームと重なった場合、両チームと審判にてユニフォームの色を決定し、サブのユニフォームが用意できていなかったチームは、揃っている人数で試合を行うか、試合放棄とする

(2) プレーヤーの義務

- ・基本的にキャプテン以外のプレーヤーによる審判に対する要望、質問等の発言を許可しない

(3) キャプテンの責任

- ・キャプテンはキャプテンマークを着用すること
それにより、チームの代表として、審判に対して要望、質問等の発言を許可する
- ・キャプテンは、チームの代表として、自チームのファウル、暴言、審判へのクレーム
反スポーツマン的行為を自粛させ、責任をもって指揮管理すること

<2. 審判担当チームの注意点>

- ・シャツ、パンツ、ソックスまで黒に統一されていること
- ・冷静かつ紳士的にジャッジし、暴言は慎むこと
- ・曖昧な判定をしないように、心がけること
- ・正確にファウル、警告、退場の判定を心がけ、トラブルの防止に努めること
- ・ファウルの種類により、規定通りのカードを提示すること

<3. グランド使用の注意点>

- ・青梅市民球技場(河辺下グラウンド)は8時30分以前の入場が禁止
車止めが設置され入場できないのでそれ以降に到着するように注意すること
- ・参加チームは出来る限り乗り合いで入場するように心がけること
- ・青梅市民球技場(河辺下グラウンド)では、他の競技も行われているので
車の運転には十分注意すること(時速20K程度での走行を心がける)
- ・参加チームは出来る限り乗り合いで入場するように心がけること
- ・タバコの吸殻、ゴミは責任をもって持ち帰ること
- ・施設利用報告書を、AMの本部担当チームが管理事務所から受け取り、
PMもしくは夕方の本部担当チームがグラウンドの最終確認を行い、施設利用報告書に記入し、
管理事務所に提出すること
- ・最終試合当該チームはグラウンド整備をすること
- ・市民球技場の野球場の芝、グラウンドは使用しない事

<4. 選手登録について>

- ・前期開始時に選手登録を受け付ける(通常登録)
それ以外の時期に追加登録したい場合は、出場14日前までにリーグ責任者に連絡をし、
承諾を受け、変更した登録用紙をリーグ責任者に送付すること(臨時登録)
また、所属するカテゴリーの全チームに追加登録用紙を配布すること
- ・追加登録があった場合、当該チームは試合当日に、追加登録済みの登録用紙を持参し、
本部に提出すること(後日社会人部会にて改訂版の登録名簿を再配布する)
忘れた場合は、メンバー表との照らし合わせが出来ない為、当該選手は出場出来ない
- ・青梅リーグ登録とチーム間の移籍については、前年度リーグ終了時から次年度前期リーグ開始前と
後期リーグ開始前のみ認可する
上記規定を守らない選手は当該年度残り試合及び翌年の出場停止を通告する
チームにも協議の上、処分を行う(除名を通告する場合もある)
- ・関東リーグ以上のリーグに登録している選手は青梅リーグには登録できない

<5. 義務違反に対する処罰>

- ・青梅市サッカー協会社会人リーグに登録されている人は、
理事会及び運営委員会で決められたルール、規律、義務を守ること
- ・守れなかったチームに対しては、社会人部長及び運営委員会との面接を実施し
規律違反の内容に応じて注意、反省文、誓約書の提出、出場停止、除名通告を求める
- ・反省の態度が見られない場合、青梅市サッカー協会規律委員会と社会人部運営委員会にて協議の上、
除名を通告する場合もある

<6. その他>

- ・試合中のベンチには、当該チームの監督、コーチ、控え選手、マネージャーのみ入ること
子供等は絶対ベンチには入れないこと(副審、選手、ボールとの接触による事故等の危険性あり)
- ・市民球技場では、川側のベンチのチームは川に落ちたボールを
斜面側のベンチのチームは柵を越えたボールのボール拾いを行うこと
- ・グラウンドでの喫煙は全面禁止とする
市民球技場および東原グラウンド共に、駐車場～グラウンド間の所定の場所のみ
喫煙を可とする。但し、ゴミ・タバコの吸殻等は必ず持ち帰ること